

○委員長(黒田英雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。尙両案共委員長の経過報告は例によつてお任せを願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書につきましては、多数意見者の署名をすることになつておりますので、本案を可とせられる方は順次御署名を願ひます。

○委員長(黒田英雄君) ちよつと速記を止めて。
 (速記中止)
 ○委員長(黒田英雄君) それでは速記を始めさせていただきます。それでは本日はこの程度で以て散会いたします。明日は午後一時から開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十二分散会
 出席者は左の通り。
 委員長 黒田 英雄君
 理事 波多野 鼎君 伊藤 保平君
 委員 玉屋 喜章君 松嶋 喜作君 山田 佐一君 石川 准吉君 尾形六郎兵衛君 田口政五郎君 深川タマエ君 星 一君 小林米三郎君

小宮山常吉君 高橋龍太郎君 渡邊 甚吉君 中西 功君
 國務大臣 水谷長三郎君
 政府委員 大藏政務次官 森下 政一君 大藏事務官 伊藤 隆君 (理財局長) 實務局長官 永井幸太郎君
 大藏事務官 (理財局長官) 藤本 哲君 (審判一課)

六月三十日本委員会に左の事件を付託された。
 一、軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案(第百三十八号)
 (予備審査のための付託は六月五日)
 一、公認会計士法案(第百三十九号)
 (予備審査のための付託は六月十六日)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
 一、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律案(予第百九十七号)
 昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律案
 昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律
 第一條 官吏、官吏の待遇を受ける者(官吏と同格の政府職員を含む。雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者(他の法律に特別の定のある者を除く。以下職

員という。)に対しては、昭和二十三年六月一日にさかのぼつて、職員総平均の月収三千七百九十一円の俸給等を支給する。
 第二條 前條の規定による俸給等に関する場合は、この法律に別段の定めのある場合を除く外、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号。以下法律第四十六号という。)の例による。
 第三條 法律第四十六号第十四條第二項に規定する職務の各級における俸給の幅は、別表による。

2 扶養手当の月額額は、扶養親族一人につき、二百五十円とする。
 附則
 第四條 この法律は、公布の日から、これを施行する。
 第五條 この法律の施行に際し、法律第四十六号第二十六條の規定によりその職員に属する職務の級における俸給の幅の最高をこえる額の俸給を受けていた職員は、その受けていた俸給の十一割五分に相当する金額の俸給を受けるものとする。但し、その俸給の額は、新給

與実施本部長の定めるところにより、別表の級別俸給額表中の直近の俸給金額と同額とする。
 2 前項の規定による俸給額がその職員に属する職務の級における別表の俸給の幅の最高に達しない場合においては、その職員は、その最高の額の俸給を受けるものとする。
 第六條 職員が昭和二十三年六月一日以後の分として既に支給を受けた法律第四十六号による給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

職務の級	俸 給 額									
	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号
一 級	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900
二 級	800	850	900	950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250
三 級	600	650	700	750	800	850	900	950	1,000	1,050
四 級	400	450	500	550	600	650	700	750	800	850
五 級	300	350	400	450	500	550	600	650	700	750
六 級	200	250	300	350	400	450	500	550	600	650
七 級	150	180	210	240	270	300	330	360	390	420
八 級	100	120	140	160	180	200	220	240	260	280
九 級	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170
十 級	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150
十一 級	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130
十二 級	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
十三 級	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110
十四 級	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60
十五 級	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55

七月一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律案(予第百九十九号)

連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律案

連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律案

(貴金屬の地金の引渡)

第一條 大蔵大臣は、連合國占領軍の管理に属する貴金屬(金、銀、白金、ルテニウム、ロヂウム、パラヂウム、オスミウム、イリヂウム及びイリドスミンをいう。以下同じ)の地金、合金若しくは製品又は大蔵大臣の指定する貴石(以下貴金屬等という)がその管理下から解除された場合において、連合國最高司令官の指示に基き、政府がこれに代るべき貴金屬の地金を連合國占領軍に引き渡さなければならぬときは、金資金特別会計法(昭和十二年法律第六十一号)第四條第一項の規定により金資金の運用として保有する貴金屬の地金を連合國占領軍に引き渡すことができる。

(受益者の納付義務)

第二條 前條の規定により、大蔵大臣が貴金屬の地金を連合國占領軍に引き渡したときは、同條に規定する貴金屬等の解除を受けた者

(以下受益者という)は、大蔵大臣の引き渡した貴金屬の地金の價格に相当する金額を、國庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による納付金の國庫における経理に関しては、金資金の運用として保有する貴金屬の地金が賣却された場合の例による。

3 大蔵大臣は、前條の規定により貴金屬の地金を引き渡したときは、その引き渡した貴金屬の地金の種類、數量その他必要な事項を受益者に通知しなければならない。

4 第一項の規定により受益者が國庫に納付する場合における納期限は、大蔵大臣が前項の通知を發した日から三十日とする。但し、当該期限内に納付することを困難とする特別の事由があるときは、大蔵大臣は、受益者の申請により、その納付を困難とする金額について、同項の通知を發した日から六箇月の期間内において、その納期限を定めることができる。

5 第一項の規定による納付金は、國稅滞納処分等の例により、これを徴収することができる。この場合において、先取特権の順位は、國稅に次ぐものとする。

(納付金の算出方法)

第三條 前條第一項の規定による納付金の金額は、第一條の規定により大蔵大臣が引き渡した貴金屬の地金の当該解除の日における統制價格により計算した金額とする。但し、当該金額によることを不適当と認めるときは、大蔵大臣は、当該日における解除された貴金屬

等の統制價格により計算した金額とすることができる。

(受益者との關係の整理)

第四條 受益者が、第二條第一項の規定による納付金の全部又は一部を國庫に納付したときは、大蔵大臣が第一條の規定により連合國占領軍に引き渡した貴金屬の地金の全部又は一部は、その納付した金額の割合に應じて、これを金資金から当該受益者に賣り渡し、当該受益者から連合國占領軍に引き渡したものとみなす。

(受益者の承継人に対する措置)

第五條 第一條の規定により大蔵大臣が貴金屬の地金を連合國占領軍に引き渡すまでに、受益者が死亡し、又は解散により消滅した場合においては、前三條の規定の適用については、当該受益者の權利義務を承継した者を受益者とみなす。

2 前項の場合において、權利義務を承継する者が二以上あるときは、その承継する者は、連帶して第二條第一項の規定による納付の責に任ずるものとする。

附則

第六條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第七條 昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に受く連合國占領軍に対しその管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の引渡をなすに關する件(昭和二十三年大蔵省令第二十一号。以下旧令という)はこれを廃止する。

この法律施行前において、大蔵大臣が旧令第一号の規定に基いてなした貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡は、これを第一條の規定に基いてなしたものとみなす。

3 第五條の規定は、大蔵大臣が旧令第一号の規定に基いて貴金屬の地金を連合國占領軍に引き渡した場合において、受益者がその引渡があつた後この法律施行までの間において死亡し、又は解散により消滅したときに、これを準用する。

4 第二條から第五條まで及び前項の規定は、この法律施行前において、大蔵大臣が、旧令第二号の規定に基いて、金、銀又は白金等の取引等の取締に關する勅令(昭和二十年勅令第五百七十七号)による大蔵大臣の使用の許可があつたときにおいて、貴金屬の地金を連合國占領軍に引き渡した場合に、これに準用する。但し、この場合において、第二條中「貴金屬等の解除を受けた者」とあるのは、「貴金屬の地金又は合金の使用の許可を受けた者」と、第三條中「当該解除の日における統制價格」とあるのは「当該許可の日における統制價格」と読み替へるとする。

昭和二十三年九月二日印刷

昭和二十三年九月三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局